

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和4年6月24日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

**静岡県教育委員会規則第10号**

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則を廃止する規則

教育職員の免許状の更新手続等に関する規則（平成21年静岡県教育委員会規則第8号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、令和4年7月1日から施行する。